

愛知県ヨット連盟 規程集

名称	関係規約	管轄	承認
役員推薦規程	第 13 条	総務委員会	代議員会
入会及び登録の申請並びに入会金・会費に関する規程	第 6 条	総務委員会	代議員会
役員の費用弁償に関する規定	第 18 条	総務委員会	代議員会
旅費支給に関する規程	－	総務委員会	代議員会
委員会規程	第 40 条	総務委員会	代議員会
資産管理規程	第 45 条	総務委員会	代議員会
役員の定年に関する規程	－	総務委員会	代議員会
表彰推薦に関する規程	－	総務委員会	理事会
慶弔に関する規程	－	総務委員会	理事会
舟艇機材の維持負担に関する規程	－	機材・資産管理委員会	理事会
出納管理規程	－	総務委員会	理事会

愛知県ヨット連盟の役員推薦規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の規約第 13 条第 2 項に定める、理事及び監事の選任に関し必要な事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 役員選任の時期

新しい役員の選任は、現役員の任期が終了する直前の通常代議員会において行う。

ただし、規約第 16 条に基づく補欠選任に関してはこの限りではない。

4 役員推薦の手順

総務委員会は、5 の役員構成基準に従い、あらかじめ役員推薦候補者名簿を作成して、役員を選任する代議員会前の理事会に上程する。

理事会においてこれを審議し、議決を経て、役員選任を行う代議員会に理事長が上程する。

5 役員構成基準

理事及び監事は、以下のカテゴリから選出されるものとする。

- ・ジュニア
- ・高校
- ・大学
- ・自治体
- ・実業団
- ・470
- ・スナイプ
- ・ウインド
- ・会長又は理事長推薦

4 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟の入会及び登録の申請並びに入会金・会費に関する規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「本連盟」という。）の規約第 6 条にある本連盟への入会及び毎年度の登録手続き、並びに第 7 条にある本連盟の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、本連盟の総務委員会が管轄する。

3 規程の対象者

規程の対象者は、規約第 5 条に定める本連盟の会員とする。

4 入会金と会費

会員種別	入会金	年会費	特別会費
正会員	0 円	20,000 円	—
準会員（団体）	0 円	30,000 円	—
準会員（個人）	0 円	500 円	—
会員である団体の構成員	—	—	500 円

5 入会の申請及び会費の支払い

1) 本連盟に入会を希望する正会員及び準会員（団体）は、E-mail で下記申込書を総務委員会まで提出する。

①「愛知県ヨット連盟 正会員入会申込書（兼登録書）」…… 本連盟 HP よりダウンロードすることができる。

②「愛知県ヨット連盟 準会員入会申込書」…… 本連盟 HP よりダウンロードすることができる。

2) 1)については理事会の承認後、年会費を支払うことで入会の手続きが完了する。

3) 本連盟に入会を希望する準会員（個人）は、日本セーリング連盟の会員登録時に、本連盟を選択し登録することで、入会手続きに代える。なお、その際、日本セーリング連盟に支払われる年会費のうち、4 に定める金額を本連盟の年会費として徴収する。

4) 本連盟の会員である団体は、その構成員が、できる限り日本セーリング連盟の会員となり、本連盟を選択するよう努める。なお、その際、日本セーリング連盟に支払われる年会費のうち、4 に定める金額を本連盟の特別会費として徴収する。

6 入会後の登録情報変更

連盟の加盟団体は、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに 5 の 1) と同様の書面により登録情報の変更について連盟総務委員会まで提出すること。

7 毎年度の登録

連盟の加盟団体（正会員）は、毎年度 6 月末日までに、「愛知県ヨット連盟 正会員入会申込書（兼登録書）」を連盟総務委員会まで提出し、必要事項の登録を行うこと。

8 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟 正会員入会申込書（兼登録書）

提出日 年 月 日

☆ 下記項目の該当部分に☐、またはご記入ください。

申込内容	☐ 入会 ☐ 年度登録 ☐ 登録内容の変更	
団体名（又は個人名）	団体名（フリガナ）	代表者名（フリガナ）
代議員①	氏名（フリガナ）	連絡先（電話）
E-mail	@	
代議員② (複数登録を希望する場合)	氏名（フリガナ）	連絡先（電話）
E-mail	@	
活動水域	☐ 海陽 ☐ 河和 ☐ 名古屋港 ☐ 他（ ）	
会費	年会費 20,000円	三菱UFJ銀行 名古屋市役所出張所 普通 1103833 愛知県ヨット連盟会計 濱口尚子
救助艇 所有している場合	艇名： 種類：Rib ・ Hard 長さ m . 馬力	

※ 申込用紙に必要事項意をご記入の上、下記アドレスまでご送信下さい。

送信先 〇〇〇〇@XXXXXXXXXX

※ 毎年度の登録書として、構成員名簿を添付の上 6 月末までに上記アドレスまでご送信ください。

※ この申込における個人情報、当連盟の業務の運営上必要な書類等の送付、及び各種連絡のみに使用いたします。

※ E-mailアドレスに様々な情報をお送りしますので構成員にもお伝えください。

※ 納入された年会費は、ご返却いたしませんのでご了承ください。

※ 代議員を複数名登録した場合でも、代議員会における議決権は一つです。

※ 入会後に代表者・代議員・連絡者情報に変更がありましたら速やかに登録内容の変更にてお知らせください。

※この欄は記入しないでください。

■ 入会申込書受理日： 年 月 日 理事会承認日： 年 月 日
 ■ 登録内容の変更日： 年 月 日 理事会承認日： 年 月 日
 ■ 会費入金確認日 ： 年 月 日
 ■ 手続完了日 ： 年 月 日

愛知県ヨット連盟退会届

年 月 日

愛知県ヨット連盟

理事長 殿

氏名

(団体名および代表者名)

この度、貴 愛知県ヨット連盟を以下の期日を以って退会させていただきたく、ここにお届けいたします。

1 退会年月日 xxxx 年 xx 月 xx 日

2 会員区分 正会員

3 退会理由

※年度途中の退会の場合、年会費の返金はありません。

※年会費未納入の場合は、速やかに納入をお願いします。

愛知県ヨット連盟の役員の費用弁償に関する規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の規約第 18 条に基づき、役員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 規程の対象者

この規程の対象者は、規約第 12 条に定める連盟の役員とする。

4 役務

この規程の適用の対象となる連盟の役務とは、規約に定める役員の業務、または理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。

5 弁償を受けることができる費用

この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算上で支給が可能である範囲内において、連盟の役務に従事するために要する旅費（交通費、宿泊費）及び通信費の実費に限る。

6 交通費及び宿泊費

交通費及び宿泊費の支給は、旅費支給に関する規程による。

7 通信費

通信費は、連盟の役務に行う上での情報のやりとりにかかる切手代、郵便の送料とし、その支給を受けようとする者は、通信費精算書（書式自由）を事務局に提出しなければならない。

8 規程の改廃

この規程の改廃は、代議員会の議決によって行う。

9 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟の旅費支給に関する規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の実施する諸事業において支給する旅費に関し必要な事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 支給対象者

- 1) 規約第 41 条に定める委員長、副委員長及び委員
- 2) 理事または委員長が指名した、1 の事業に関わる者

4 支給できる旅費

この規程によって支給できる旅費は、規約第 46 条に基づきあらかじめ承認された事業計画及び予算に基づく事業に要する交通費と宿泊費の実費に限る。ただし予算の範囲内において、やむを得ない事情により特に支給が必要と理事会が認めた場合はこの限りではない。

5 交通費

- 1) 交通費は、連盟の役務に参加するために経済的・合理的な経路及び方法による順路によって要する鉄道運賃、バス運賃等の往復料金又は自家用車利用時の必要経費とする。
- 2) 前項の鉄道運賃は、普通料金に急行料金（片道 50 km 以上）、特急料金（片道 100 km 以上）を加えた額とする。
- 3) タクシーの利用はやむを得ない場合に限り認め、あらかじめ理事長の許可を得ることとする。
- 4) 自家用車を利用する場合、有料道路代・駐車場代等の実費に加え、ガソリン代に相当する額として、走行距離に応じて一律 25 円/km とする。

6 宿泊費

宿泊費の上限は 12,000 円とする。但し、食事が提供されない宿泊施設の場合は、朝食 1,000 円、夕食 2,000 円を上限として支給する。その場合、宿泊費と食事代の合計の上限は 12,000 円とする。

なお、上限を超えた申請があれば、連盟総務委員会にて検討してその妥当性を認めた場合に限り、上限を超えた分についても実費を支払うこととする。

7 旅費の請求

旅費の支給を受けようとする者は、宿泊費や有料道路、駐車場等の領収書を添付の上、旅費精算書を会計担当に提出しなければならない。

8 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟 旅費精算書

申請日 / /

[illegible]

氏名

以下の通り、旅費の精算をお願いいたします

[illegible]

業務内容	月	日	曜日	宿泊先名	宿泊費
小計					

旅費合計

愛知県ヨット連盟の委員会規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の規約第 40 条にある連盟の委員会の担当業務に関し必要な事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 委員会

連盟には以下の委員会を設置する。

- ・ 総務委員会
- ・ 機材・資産管理委員会
- ・ 普及・強化委員会
- ・ 安全委員会
- ・ レースマネジメント委員会
- ・ ルール委員会
- ・ 計測委員会

3 委員会の担当業務

- 1) 規約第 4 条の事業に対する委員会の分掌は別表 1 に定める。
- 2) 前項に従い委員会の業務は別表 2 に定める。
- 3) 別表 1 及び 2 の改訂については、規約第 40 条第 2 項に基づき理事会が行い、社会情勢や環境に合致した内容とするため逐次見直しを行うものとする。

4 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

別表 1

◎ 責任委員会 、 ○ 実施委員会

	総務 委員会	機材・資 産管理 委員会	普及・強 化委員 会	安全 委員会	レースマ ネジメン ト委員会	ルール 委員会	計測 委員会
① セーリング大会に関して愛知県を代表する選手及び役員の選定並びに派遣に関すること	○		◎	○	○	○	○
② セーリングの普及・振興に関すること	○		◎	○	○	○	○
③ セーリング選手の育成・強化に関すること			◎	○	○	○	○
④ セーリング指導者等の育成、支援に関すること			◎	○	○	○	○
⑤ セーリング競技会の企画、立案、運営に関すること		○	○	○	◎	○	○
⑥ セーリングスポーツに関する情報の伝達に関すること	○		○	○	◎	○	○
⑦ 海事安全普及に関すること			○	◎	○	○	○
⑧ その他目的を達成するのに必要なこと	◎	◎	○	○	○	○	○

別表 2

◎責任委員会に関する業務、○実施委員会に関する業務

委員会	業務
総務委員会	◎連盟組織運営管理に関すること ・連盟の文書管理に関する業務 ・会計に関する業務 ・会員登録に関する業務 ・資産管理に関する業務 ・広報に関する業務 ・セーリングスポーツに関する情報の伝達に関する業務 ・その他県連組織運営に関する業務 ◎コンプライアンスに関すること ◎その他目的を達成するのに必要なこと ・会員増強に関する業務
機材・資産管理委員会	◎その他目的を達成するのに必要なこと ・舟艇及び機材の管理に関する業務 ・舟艇・大会運営用機材の貸出に関する業務
普及・強化委員会	◎セーリング大会に関して愛知県を代表する選手及び役員の選定並びに派遣に関すること ◎国体に関すること ◎セーリングの普及・振興に関すること ・愛知県スポーツ局に関する業務 ◎セーリング選手の育成・強化に関すること ・選手の育成・強化に関すること ・愛知県スポーツ協会に関する業務 ◎セーリング指導者等の育成、支援に関すること
安全委員会	◎海事安全普及に関すること ・バッチテストに関すること ・安全な活動に関する業務 ・安全教育に関する業務
レースマネジメント委員会	◎セーリング競技会の企画、立案、運営に関すること ・連盟主催大会運営に関する業務 ・連盟との共同主催認証に関する業務 ◎大会運営等の受託に関すること ・国内メジャ・イベントの招致・誘致に関する業務 ・受託大会運営に関する業務 ◎セーリングスポーツに関する情報の伝達に関すること ・国内外の関連情報の収集と展開に関する業務 ○普及・強化を目的とした大会運営に関する業務 ○レース・マネジメントメンバー育成、スキルアップに関する業務 ○運営用舟艇、機材管理・貸与に関する支援業務
ルール委員会	◎ジャッジに関すること ・ジャッジの大会への割り振り業務 ・ジャッジの育成に関する業務 ○選手の育成・強化に関する業務
計測委員会	◎計測員に関する業務 ・計測員の大会への割り振り業務 ・計測員の育成に関する業務

愛知県ヨット連盟の資産管理規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の規約第 45 条に規定する連盟の資産の管理に関し必要な事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 資産

管理する資産の一覧は別表に定める。

なお、このうち固定資産とは、取得価額が 10 万円を超え、かつ使用可能期間が 1 年を超える物品等とする。

4 資産の管理責任者

1) 資産の管理責任者は総務委員長とする。

① 流動資産の管理責任者は総務委員長とする。

② 固定資産の管理責任者は機材・資産管理委員長とする。

5 資産の管理

1) 固定資産の管理責任者は、管理台帳を設けて、その保全状況及び移動について記録し、移動・既存・滅失があった場合には総務委員長に報告しなければならない。

6 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟資産一覧

資産	項目	細目	管理場所
流動資産	預金	三菱UFJ銀行普通預金 No. 0393451	会計担当宅
	預金	三菱UFJ銀行普通預金 No. 1033727	会計担当宅
	預金	三菱UFJ銀行普通預金 No. 1103833	会計担当宅
	預金	三菱UFJ銀行普通預金 No. 0240631	レースマネジメント委員会事務局宅
	預金	三菱UFJ銀行普通預金 No. 3719178	会員登録担当宅
固定資産	舟艇	Ribボート『恵風』 VSR (YAMAHA 60馬力)	海陽ヨットハーバー
	舟艇	Ribボート『モリゾー』 VSR (YAMAHA 60馬力)	海陽ヨットハーバー
	舟艇	Ribボート『グランパス2』 アキレス(YAMAHA 60馬力)	海陽ヨットハーバー
	舟艇	ハードボート『浦風』 (YAMAHA D380 KUH160馬力)	海陽ヨットハーバー
	舟艇	セーリングスピリッツ級 No.184	碧南市新川港
	舟艇	セーリングスピリッツ級 No.185	碧南市新川港
	舟艇	レーザーラジアル級 No.208016	碧南市新川港
	舟艇	レーザーラジアル級 No.215042	碧南市新川港

愛知県ヨット連盟の役員の定年に関する規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の役員の定年に関する事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 規程の対象者

- （１）規約第 12 条に規定する本連盟の役員
- （２）規約第 20 条に規定する副会長

4 役員及び会長・副会長の定年

- （１）会長・副会長の定年は 7 5 歳とする。
- （２）会長以外の役員の定年は 7 0 歳とする。

5 この規程の発効日

この規程は、代議員会の議決の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟の表彰推薦に関する規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の表彰推薦に関する事項を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 規程の対象者

対象者は次のいずれかに該当する者とする。

- 1) 規約第 5 条に定める会員
- 2) 表彰団体より指名もしくは推薦された者

4 表彰に関する書類

連盟に届いた表彰に関する書類は正会員へメールにて案内をする。

5 表彰推薦の申請

- 1) 連盟の承認が必要な表彰申請を希望する個人または団体は、推薦書提出期限の 3 週間前までに、E-mail で下記書類を連盟総務委員会まで提出する。
 - ① 表彰要項（推薦基準等がわかるもの）及び推薦書

6 表彰推薦の審査

- 1) 連盟が表彰推薦するに問題ないかを、連盟総務委員会が以下の観点から審査する。
 - i 表彰基準を満たしているか
 - ii 団体または個人が本連盟の加盟団体または会員であるか
- 2) 審査過程において、推薦書に疑義があった場合、連盟総務委員会から問い合わせを行う。

申請団体は、この問合せに対し速やかに対応する事。

審査再開は、申請団体からの対応後となる。
- 3) 審査後、連盟理事会で持ち回り承認後、申請者に承認連絡をする。

7 この規程の発効日

この規程は、理事会承認の下、2024 年 6 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024 年 6 月 1 日

愛知県ヨット連盟の慶弔に関する規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の役員の弔事に際し、連盟の弔意の表し方を定める。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 規程の対象者

対象者は次の各号に掲げる者及び団体とする。

- （１）規約第１２条に定める本連盟の役員及びその配偶者・父母
- （２）規約第２０条に定める会長・副会長・名誉会長・相談役・顧問
- （３）本連盟と関係のある団体の弔事

4 慶弔の内容

弔事に対し、１５，０００円程度の花輪または生花一对を贈るものとする。

5 この規程の発効日

この規程は、理事会の議決の下、2024年6月1日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024年6月1日

舟艇機材の維持負担に関する規程

1. 本規定の要旨

この規程は、愛知県ヨット連盟(以下、連盟という)の保有・管理する舟艇維持負担金を定める。

2. 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟機材・資産管理委員会が管轄する。

3. 舟艇維持負担金

機材	貸与先	使用用途	貸与費/日	備考
舟艇 注4	正会員	練習	7,000円	
		大会	15,000円	
	それ以外の団体		23,000円	
機材 注1 (除 通信機)	正会員	練習	0円	
		大会	3,000円	注2
	それ以外の団体		5,000円	
通信機一式 (含 電子機器)	正会員	練習に使用	3,000円	
		大会運営に使用	7,000円	
		使用者に有償で二次貸与	総貸与費の1/2	
	それ以外の団体		10,000円	注3

注1 ガス式ホーンのボンベ、電池、記録用機材等の消耗品は貸与除外とする。

注2 マークの使用は大会を優先する。

注3 有償での二次貸与は認めない。

注4 満タンまで給油の後、返却すること。

4. 舟艇・機材の貸与に関する補足事項

- 1) 舟艇・機材の貸与は、大会運営を優先とする。
- 2) 舟艇の正会員への貸与には燃料も含まれる（非加盟団体は実費で各自準備のこと）。
- 3) 貸与された舟艇・機材を破損させた場合、使用者が機材・資産管理委員会に連絡した上で修理等を行い、元の状態に戻す。なお、修理費は全額使用者が負担する。
- 4) 正会員がが重要な大会に本県を代表して参加し、現地において舟艇の使用を希望する場合、特別な事情がない限り優先的に使用できる。その際、貸与費は免除される（それ以外の費用は使用者・団体負担）。また同チームが県外へ持ち出す場合も同様とする。なお重要な大会とは、国民スポーツ大会及び理事会が特に認めた大会とする。

5. この規程の発効日

この規程は、連盟理事会承認の下、2024年6月1日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2024年6月1日

愛知県ヨット連盟の出納管理規程

1 本規程の趣旨

この規程は、愛知県ヨット連盟（以下「連盟」という。）の出納管理の基準を定め、適切な経理事務を行い、財政状態及び収益費用の状況を適正に把握することを目的とする。

2 本規程を管轄する委員会

この規程は、連盟総務委員会が管轄する。

3 口座の管理

連盟の資金を管理する口座の種類、管理者及び目的は下表のとおりとする。

番号	種類	管理者	主な目的
①	一般	会計担当理事	2～5に該当しない一般的な支出 団体登録料、資材貸出費、補助金等の受入
②	備品	会計担当者	舟艇等資産の修繕、検査料等の支出
③	会員登録	会計担当者	JSAF 会員登録料の受入
④	強化	普及・強化委員会	国スポ大会参加にかかる支出
⑤	レース	レースマネジメント委員会	主催及び受託レースにかかる支出 エントリー料の受入

4 仮払金

- （1）3の④⑤の口座については、年度当初にあらかじめ仮払金を①から繰り入れることができる。
- （2）仮払金の金額は事業計画書に基づき理事会で承認を得る。
- （3）3の④⑤の口座について、不測の事態により資金が不足する場合には、仮払金の追加について担当理事が理事会に諮る。

5 支出手続き

- （1）費用が発生する場合、会計担当理事が請求書を受け取り、必要に応じて理事会に諮った上で、支出指示等の手続きを行う。
- （2）費用を立て替えた者は、会計担当理事に証憑類を提出して精算を受ける。この場合の証憑類は領収書を基本とし、必要に応じて請求書、納品書等支出内容がわかるものとする。
- （3）ただし3の④⑤の口座については、以下の基準に基づき支出手続きを行う。

3の「主な目的」に記載した一般的支出	委員長権限で支出
舟艇等備品の修繕費等にかかる支出	（1）又は（2）に準ずる
その他1件1万円を超える支出	（1）又は（2）に準ずる

6 年度末の手続き

- （1）事業終了後の年度末には、3の④⑤の残金は①の口座に繰り入れる。

- (2) 3の④⑤の口座管理者は、委員長権限による全ての支出について、5 (2) に規定する証憑類及び5の出納帳、並びに通帳の写しを会計担当理事に提出する。

7 この規程の発効日

この規程は、理事会の議決の下、2025 年 4 月 1 日より発効し、次回改訂日まで有効である。

規程発効 2025 年 4 月 1 日